

1920年代台湾における中等・高等教育と地域社会¹

——南部における学校設立運動に着目して

藤井 康子

はじめに

本研究は、1920年代台湾における中等・高等教育機関の設立・改廃の様相を、地域社会の支持基盤という問題を軸として考察することを目的とする。

1920年、日本統治下の台湾で地方制度が改正された。これにより台北・新竹・台中・台南・高雄の5州と台東・花蓮港の2庁からなる5州2庁制が成立し、その下に3市・263街庄が置かれた。従前の12庁制（1909～20年）下では地方庁に財政上の自主権はなく、参事という任命制の諮問機関もほぼ形骸化していた。これに対し新たに設置された5州には地方税の執行に対する権限が台湾総督から部分的に委譲され、参事にかわり設置された協議会で地方財政に関する事項が諮問されるようになった。協議会員は民選ではなく官選という制約はあったものの、この改正により多少なりとも地方「自治」が進展したのである。

地方制度改正から2年後の1922年には、第2次台湾教育令が制定された。同令は、台湾人向けの学校制度を体系化した第1次台湾教育令（1919年）の内容を一部変更し、中等以上の学校における日・台人共学（以下、共学制）を認めるものであった。

上述の改正は、台湾の地域社会に次のような変化をもたらした。

1920年の地方制度改正後、協議会などを通じて地方行政の場に日・台の民間人が参画できるようになり、これ以降一部の地域からは、総督府や州当局に対し地元振興に関する請願や陳情がなされるようになった。加えて1922年の共学制施行が、地域利害を刺激し、中等以上の学校をめぐる地域間対立を誘発する構造を形成した。こうした状況は、1920年代から30年代にかけて植民地支配の一定の「安定」に伴い徐々に都市化が進行し、中間層を中心に進学熱が高まる傾向が見られ始めるという社会変容と呼応していた。都市化や教育の大衆化といった、一般に近代化に伴って生じると考えられている社会変容は、植民地支配という状況と複雑に絡み合いながら進行したと考えられる。こうした社会変容のあり方を明らかにするには、地域社会において中等・高等教育機関の支持基盤がどのよう

1 本研究は、2011年に京都大学大学院教育学研究科に提出した博士論文『1920年代台湾における中等・高等教育と地域社会』の研究成果に基づくものである。個々の事例の詳細については、藤井康子「1920年代台湾における台南高等商業学校設立運動」（『日本の教育史学』第48集、2005年）、同「1920年代台湾における地方有力者の政治参加の一形態」（『日本台湾学会報』第9号、2007年）、同「1920年代台湾における高雄州設置と中等学校誘致問題」（『日本台湾学会報』第12号、2010年）を参照のこと。